

# 道路交通法の一部改正について(平成25年12月1日施行部分)

## 悪質・危険運転者対策

### ① 無免許運転の罰則等を強化

改正前

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金  
違反点数 19点



改正後

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
違反点数 25点

### ② 無免許運転の補助行為についての規定を整備

#### 自動車等を提供した場合

無免許運転をする恐れのある者に自動車・原付を提供し、自動車・原付の提供を受けた者が無免許運転をした場合



3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 要求・依頼して同乗した場合

無免許であることを知りながら、運転者に自動車・原付を運転して自己を送ることを要求・依頼して同乗した場合



2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

### ③ 無免許運転の下命・容認、免許証の不正取得の罰則を強化

改正前

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

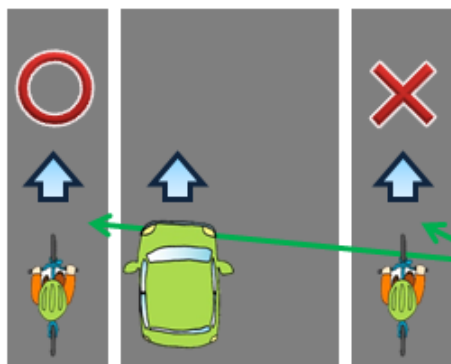


改正後

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 自転車対策

### ① 自転車が道路右側の路側帯を通行することを禁止



改正前は、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左右両方の路側帯を通行することができましたが、改正後は道路左側の路側帯しか通行出来ません。

#### 違反した場合



3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

路側帯

歩行者の歩行のためのスペースを確保したり、車両の効用を保つために、歩道のない道路や歩道のない側の道路の端寄りに、白線によって区画された部分。

### ② 警察官による運転中止命令など制動装置不良自転車に対する指導を強化

警察官は、制動装置不良自転車と認められる自転車を  
○ 停止させ、制動装置について検査することができるとされました。

また、制動装置不良自転車に該当するときは、

- 安全に運転するための必要な応急の措置をとること
- 応急の措置では必要な整備ができないと認められた自転車については、運転を継続してはならないことを命じることができるとされました。



制動装置不良自転車と認められる自転車

停止・検査  
応急措置命令等

停止・検査拒否  
応急措置命令等違反

罰則



5万円以下の罰金